



若者の自殺と指定濫用防止医薬品の指定

参議院議員・薬剤師 神谷政幸

政府は「令和 7 年版自殺対策白書」を令和 7 年 10 月 24 日に閣議決定し、公表しました。「自殺対策白書」は自殺対策基本法に基づいて、我が国の自殺の概況や自殺対策の実施状況を取りまとめた年次報告書です。令和 6 年の状況を記した令和 7 年版では、第 2 章で「若者の自殺をめぐる状況」について特集しています。国内全体の自殺者数が減少傾向にあるなかでも、小中高生の自殺者数が過去最多水準となり、10 代・20 代の自殺者数も高止まりが続いていることを踏まえ、15 歳～29 歳の若者を対象にさまざまな視点から自殺の状況を分析しています。自殺の手段について若年女性は、男性や女性（全年齢）に比して「服毒（医薬品）」の割合が高く、若者の自殺未遂の手段で、最も多いものは過量服薬とされています。

若者によるいわゆるオーバードーズは社会問題化しており、特にデキストロメトルファンについては、令和 7 年 5 月 13 日の参議院厚生労働委員会において、濫用の実態も踏まえて指定対象の見直しを検討すべきではないかと厚生労働省の考えを質しました。

令和 8 年 1 月 23 日に開催された令和 7 年度第 3 回薬事審議会医薬品等安全対策部会において、これまで 6 成分（エフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、ブロモバレリル尿素、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン）が指定濫用防止医薬品に指定されていましたが、新たにデキストロメトルファンとジフェンヒドラミンの 2 成分を加え合計 8 成分とすることが決定され、本年 5 月 1 日から施行されます。新たに追加される 2 成分については、乱用実態を踏まえ、現時点ではトローチ剤を含めた外用剤は指定対象外とし、今後の実態状況により見直しを検討することとされています。市販薬の濫用防止対策に取り組むご活動を、しっかりと応援してまいります。